

ぐんま県境稜線トレイル活用促進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、ぐんま県境稜線トレイル活用促進協議会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、ぐんま県境稜線トレイルの活用を推進し、国内外から愛されるロングトレイルへの発展を目指すとともに地域活性化及びアウトドアスポーツの振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議し、関連する事業を行う。

- (1) 稜線トレイルと地域観光資源を結びつけた活用手法に関する事
- (2) 利用者の安全性確保に関する事
- (3) 適切な登山道管理に関する事
- (4) 国内外からの誘客に関する事
- (5) 稜線トレイル周辺の自然環境保全に関する事
- (6) 稜線トレイルの活用を通じたアウトドアスポーツの推進に関する事
- (7) 隣接するトレイルとの連携に関する事
- (8) その他目的を達成するために必要な事項に関する事

(構成)

第4条 本会は、別表に掲げる団体をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に、別表のとおり次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 顧問 30名
- (4) 運営委員長 1名
- (5) 監事 2名

2 監事は、会長が指名する者を充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長のうち群馬県副知事の職にある者が、その職務を代行する。
- 3 顧問は、重要な事案の諮問に応じるとともに、本会運営に参画する。
- 4 運営委員長は、本会の業務を統轄する。
- 5 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(オブザーバー)

第7条 本会に、別表のとおりオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、会務について助言する。

(会議の種類)

第8条 本会に次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 運営委員会

(総会)

第9条 総会は、役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会則の制定及び改廃に関する事項

(4) その他本会の運営に関し重要な事項

3 総会の議長は、会長が行う。

4 総会は、役員の数に過半数の者が出席しなければ、議事を開き、審議決定することはできない。ただし、当該議事につき書面でもってあらかじめ意思を表示した者及び代理人をして評決を委任した者は、出席役員数の数に加えることができる。

5 総会の議事は、出席役員数の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 議長は、必要があると認めるときは、総会に役員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、別表の役員のうち運営委員長及び運営委員を構成員として、本会の目的達成に必要な事務を行う。

2 運営委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため、事務局を群馬県生活文化スポーツ部スポーツ局スポーツ振興課に置く。

2 事務局長は、群馬県生活文化スポーツ部スポーツ局スポーツ振興課スポーツプロジェクト推進室長とする。

3 事務局に必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 本会の経費は、補助金、負担金、協賛金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

2 事業報告及び決算は、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

3 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年6月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年7月1日から施行する。